

平成 22 年度 第 2 回 練馬区入札監視委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 22 年 8 月 30 日（月）午後 2 時～3 時
- 2 開催場所 練馬区役所 本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者  
委員 松井委員、峯岸委員、明円委員  
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、  
道路公園課長、計画課長、契約係長、同係職員

4 傍聴者 なし

5 議事

(1) 報告事項

- ①総合評価入札の実施状況について
- ②関係会社の同一入札への参加制限について
- ③小規模事業者登録制度について

6 会議の内容

■前回議事録の確認について

→全委員了承。

■総合評価入札の実施状況について

(事務局)

→資料 2 に基づき、総合評価入札の実施状況について説明。

→質疑応答なし

■関係会社の同一入札への参加制限について

(事務局)

→資料 3 に基づき、関係会社の同一入札への参加制限について説明。

(委員)

関係会社の定義について、「その他、上記と同視しうる関係がある場合」とあるが、具体

的にはどのような場合が想定されるのか。例えば、2つの会社の議決権の過半数を有するのが法人ではなく個人である場合などはどうか。

(経理用地課長)

この部分については、具体的な事例が発生した時点で、他の都内自治体等の取扱いに準じて運用していきたいと考えている。

#### ■小規模事業者登録制度について

(事務局)

→資料4に基づき、小規模事業者登録制度について説明。

(委員)

この資料の契約件数と契約者数の違いは、同一の契約者が複数の契約をしているということか。

(事務局)

そのとおりである。複数の契約をしている事業者が含まれている。

(委員)

課長契約の範囲は、どのようになっているのか。

(事務局)

工事は130万円まで、物品購入は80万円まで、委託は50万円まで、賃貸借は40万円までとなっている。

(委員)

以前、1つの契約を課長契約の範囲に分割して発注しているという事例の報告があったが、その件はどうなっているか。

(経理用地課長)

昨年度の、第2回および第3回の本委員会で報告した内容により、必要な対策を講じたところである。

(委員)

契約実績の契約件数は、対象となる契約の全てであるのか。

(事務局)

資料に記載の件数は、該当事業者と実際に契約が成立した件数であり、全ての契約の件数ではない。

(委員)

小規模事業者の「従業員」には、「パート」「アルバイト」は含まれるのか。

(経理用地課長)

臨時的な「パート」「アルバイト」は含まれない。

(委員)

実施に契約の相手方を決める手続きは、どのように行われるのか。

(経理用地課長)

入札参加登録業者や、この小規模事業者登録業者の中から複数の事業者に見積りを依頼するのが原則である。各所管課に対しては、入札参加登録業者に加えて、この小規模事業者登録の事業者にも見積り依頼をするよう指導している。

■次回開催日程

平成 22 年 11 月 17 日（水）14 時から 16 時まで

以上